

## 令和6年度(2024年度)金沢大学法科大学院 入学試験問題

### 【B日程入試】法律専門科目試験

#### 刑法 出題の意図

##### 問題1

問題1は、刑法総論に関する重要な概念のごく基礎的な理解を問うものである。事例を設定させるのは、適切な事例設定は正しい知識の裏打ちを測るために有用だからである。

(1)は、罪刑法定主義における明確性の原則に関する基本的な理解を問うものである。同原則の意義および判例規範の内容について基本的な理解を確認する。(2)は、適法行為の期待可能性に関する基本的な理解を問うものである。その基本的意義、体系的位置付け並びに期待可能性を判断する基準についての基本的理解を確認する。

##### 問題2

問題2は、刑法各論上の典型論点である未成年者拐取罪(刑法224条)の保護法益および胎児性致死傷に関する事例問題である。前者は成人を間近にした未成年者による真摯な同意がある場合に未成年者拐取罪が成立するかどうか、同罪の保護法益について解答者が立てた規範との整合が問題となる。後者は判例規範を踏まえて事案が適切に解決されているかを問うものである。

詳述すると、前者については未成年者拐取罪の保護法益に関し被拐取者の自由という側面に重心を置くか、監護権者の持つ監護権という側面に重心を置くかにより結論が異なり得る。特に本問では被拐取者は成人を間近に控えた者であり、また行為者は拐取行為後の生活についての見通しも立てている。このような場合に果たして未成年者拐取罪の成立を認める必要があるかどうか、未成年者拐取罪の保護法益に関する解答者の理解を踏まえて適切に記述されているかを問うことになる。

なお、XはAと結婚する目的であったことから現実には刑法224条の未成年者拐取罪ではなく刑法225条の営利目的等略取罪の成立が問題となる。もっとも、被拐取者が成人の場合は、被拐取者の真摯な同意により225条の成立は否定されるところ、本問では上記の通りAによる真摯な承諾がある。そのため、本問においてXに拐取罪が成立しうらなら、それはAが未成年であることによるものであるから、結局のところ、未成年者拐取罪の保護法益というポイントが——形式的な適用条文は225条であるものの——本問において決定的な論述点であるということになる。そのため、出題の意図を示す本稿においては、本問における論点を「未成年者拐取罪の保護法益」と呼称した。

後者については、著名な熊本水俣病事件(最決昭和63年2月29日刑集42巻2号314頁)の論理をどれだけ解答者が理解しているかとともに、同事件の判例法理が近時本問のような交通事故事例(例えば、鹿児島地判平成15年9月2日LEX/DB28095497)で用いられていることを踏まえ、同法理の適用可能性に気付くことができるかがポイントである。